□□□□

長崎新聞

2017年（平成29年）6月11日 日曜日　紙面編集・古川泰弘

「共謀罪 平成の治安維持法」

弾圧受けた為成・元長崎地裁判事

関係者「時代逆戻り」と警鐘

治安維持法による思想・言論弾圧が激化していた1933（昭和8）年。共産党活動をしたとして、各地で裁判官や裁判所の職員が逮捕される事件があった。「司法官赤化事件」。その中には、長崎地裁判事だった為成養之助（ためなり）氏＝享年（92）＝もいた。

為成氏は大分県中津市出身。大学卒業後、28年に東京地裁で司法官試補（現在の司法修習生）となった。この頃、治安維持法（25年公布）による弾圧は徐々に激しさを増していた。

任官後すぐ、東京で革新政党の集会に参加した。警察官が突然「中止！」と怒鳴り、無理やり解散させられた。聴衆にもまれながら場外に出る際、為成氏は警察官に頭を殴られ、警察署に留置された。

同房の男が興奮して「神武天皇は強盗だ」と叫んだところ、警察官に「不敬者」と引きずり出され、しばらくして息も絶え絶えになって戻ってきた。拷問を受けたようだった。

為成養之助氏

為成氏は、91年発行の随想集「瑞兆を摑む」でこう振り返っている。

「散会者を手あたり次第に捕まえるという無謀極まる『弾圧』の網にひっかけられた」

「始めて見たこう問ぶりは、私に強烈な印象を与えた。正義感はゆさぶられ、在来の司法官感覚とは異質なものに育って行くきっかけとなった」

30年、長崎地裁に赴任。為成氏は同僚らとグループをつくり、「赤旗」などの出版物を購読。文化サークルにも入っていた。しかし、当局による市民監視はさらに先鋭化しており、摘発の対象は「天皇の名において」裁判をする判事も例外ではなかった。

33年2月下旬。当局は治安維持法違反容疑で為成氏の身柄を拘束。各地で裁判官や裁判所職員らの摘発に踏み切った。為成氏は東京の刑務所に移送された。隣房の男が壁越しに「裸にして椅子に縛り付けられ、木の棒で殴られた」と訴えるのを聞き、憤激した―と随想集にある。

為成氏はその後、懲役5年（控訴審で懲役3年に減刑）の実刑判決を受けた。拘置は約3年に及んだ。戦後、法曹資格を回復し、埼玉県で弁護士として活動。95年に生涯を閉じた。

埼玉総合法律事務所で同僚だった村井勝美弁護士（71）は、治安維持法が猛威を振るった時代と、「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案が参院で審議されている現代を重ね合わせ、「『共謀罪』は平成の治安維持法。信念に従って行動しても警察に逮捕されるような、そんな暗黒の時代がまたやって来る」と憂う。

為成氏の長女三井春子さん（79）＝さいたま市＝は「勉強一筋、仕事一筋だった父が逮捕されたことがあると聞かされ、驚いた記憶がある。そんな時代に逆戻りしてはいけない」と静かに語った。（北川亮）

為成判事 長崎地方裁判所

依願免本官となる

長崎地方裁判所判事為成養之助氏に對し二十七日左の如く依願免本官の發令があつた

判事 為成養之助

依願免本官

巴里着の

為成判事の退官を知らせる長崎日日新聞（長崎新聞の前身）の記事（1933年2月28日付）

Q ズーム

治安維持法　1925年4月、国体（天皇を中心とする国のあり方）の変革や私有財産制度の否認を目的とする結社などの取り締まりを目的に公布。当時「権力による乱用の危険が大きい」と反対運動もあったが、政府は共産主義運動への適用が目的だと説明。しかし、41年3月の全面改正で予防拘禁が導入されるなど重罰化し、摘発対象は労働組合や宗教団体、言論人などに広がった。